

平成21年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成21年5月27日 水曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第1会議室
議 題	(1)平成21年度男女共同参画推進施策について(公開) (2)その他(公開)
出席委員	藤井 良江 会長 廣瀬 努 副会長 大門 春代 委員 柳 順也 委員 長谷 くに子 委員 石塚 みち子 委員 島森 靖雄 委員 永浦 政司 委員 青山 精一 委員 古川 満寿子 委員 藤野 広善 委員 (計11名)
欠席委員	小林 恵理子 委員
傍聴者	なし
事務局 出席者 職氏名	市民部長 須田 正晴 市民部次長 山本 幸仁 男女共同参画課長 長内 弘吉 主 査 渡邊 俊哉 主 査 金指 真弓 主任主事 宇枝 睦晃

司 会 皆様，本日はお忙しいところお集まりいただきまして，ありがとうございます。
それでは，会議に入ります前に，資料の確認をさせていただきたいと思います。
本日配付いたしましたのは，会議の次第，座席表，女性センターご利用のしおり，
平成21年度女性センター講座募集案内，DV被害者特別給付金の資料，DV相談
窓口携帯カード，DV防止啓発リーフレット，先日郵送させていただきました資料
です。よろしいでしょうか。お手元になにか不足のものはございますでしょうか。

司 会 それでは，ただいまから，平成21年度第1回函館市男女共同参画審議会を開会
いたします。

本日の会議は，委員12名中，今現在10名出席されておりますので，男女共同
参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により，会議が成立しておりますこと
をご報告申し上げます。

この会議は，原則公開であります，本日は，傍聴人はおりませんので，ご報告
申し上げます。なお，会議録を録音し，公開致しません関係上，必ずマイクを使用し
てのご発言をお願いいたします。お手数をかける場面もあるかと思いますが，ご協
力をよろしくお願い致します。

まず，所管の市民部に異動がございましたので報告させていただきます。4月1
日付け人事異動により3名の異動がございました。

市民部長の須田正晴でございます。

須田部長 教育委員会の生涯学習部から，市民部に参りました。2カ月弱経ちますけども，
まだまだ覚えなければいけないことがたくさんあると思っております。これからま
た皆様に大変お世話になりますけれども，よろしくお願い致します。

司 会 続きまして，市民部次長の山本幸仁でございます。

山本次長 お晩でございます。山本でございます。4月に同じく市民課長から昇格で，この
市民部次長ということになりました。その前は，男女共同参画課の主査でございま
して，この条例を作ったときに携わっていた一員でございますので，改めて感無量
でございます。どうぞよろしくお願い致します。

司 会 続きまして，市民部男女共同参画課長の長内弘吉でございます。

長内課長 お晩でございます。長内でございます。よろしくお願い致します。初めての男
性課長ということですがけれども，本当にこういう場面は初めてなものですから，な
かなか慣れない部分があると思っておりますので，今後ともひとつよろしくお願い申し上
げます。

司 会 それでは，ここからの進行は藤井会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

藤井会長

みなさんこんばんは。先ほどいただいた新しい次長さんの山本さんの名刺の裏を見ますと、開港150周年ということで、印刷されておりまして、函館市内の幼・小・中・高、この開港150周年を教材化して、子どもたちにも函館市民としての誇りを持たせようという案が、様々な教育活動を展開・計画をしているところでございます。

私たちもこの本審議会を、函館市民としての高い志を持ちながら、世界で初めて港を開いた函館市民として男女共同参画の推進に本審議会が反映されますよう、そんな審議会にしていきたいと改めて思うところがございます。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めてまいります。

2点の報告ですが、

ひとつ目、平成20年度男女共同参画苦情処理状況について
ふたつ目、函館市女性センター指定管理者について

この2件について、一括事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、事務局の方から報告させていただきます。

(長内課長)

(1)の「平成20年度男女共同参画苦情処理状況」ですけれども、資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。

苦情などの申し出に係る事務の実施結果ということで、平成20年度の結果を掲載しておりますが、左側の申し出件数が0ということで、苦情処理制度を利用された方はおりませんでした。右側の相談等に件数を記載しておりますように、申し出までには至りませんでした。相談や苦情などを当課で受け付けたものがございましたので、この内容について報告させていただきます。

最初の「市の施策についての苦情」に関することについては、5件となっておりますが、このうち3件は、男女共同参画情報誌「マイセルフ」に関するもので、内容的には、どうしても見て欲しい記事であれば、「市政はこだて」にページを割いて載せるだけで、良いのではないかとのご意見でした。「男女共同参画社会を推進」するうえで、様々な情報を載せまして、啓発することは重要であり、今後も皆さん方が関心を持って、見ていただけるような内容で、発信する旨当課から説明をしたところがございます。

また1件は、自分の妻がDV被害者ということで民間のシェルターを利用したけれども、不満があるようで、市はこのシェルター事業に対して助成をしているけれども、有効に使われているかとの質問でございました。当課からは、DVの被害に遭われた方や、一緒に逃げた子どもさんを一時的にシェルターで保護をして、生活の自立ができるように支援活動を行っている事業であり、市としては、今後も支援していかなければならない旨説明をしたところがございます。

また、1件は、男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」についての意見でございまして、男女共同参画における救済についてですが、改善の対応やDV被害でも、また雇用や就労に関しても、どうしても女性だけを救済するように思われるので、もう少し少数派を救済する施策も実施してはどうかという問い合わせでござ

いました。

当課からは、今後も関係する部局が連携をして、男女を問わず支援体制の強化や、意識改革の啓発を行う考えである旨説明をしたところでございます。

次に「性別に起因する暴力行為」での相談ですが、これはDVの関係について私どもが対応したのですが、電話による対応が4件で、来庁での相談が13件でございました。

被害にあわれた女性の方や、家族からの相談で、この内一時保護に至ったケースは6件ございました。

また、直ぐに避難する状況には至らないような場合でも、もしもの時に、今後どのような対応をしなければならないのか、また、緊急の場合の連絡先を教えるなどの助言を行っております。

お金もなく、子供を抱えて今後の生活に不安を抱えている人もおりまして、また、60歳以上の方が7人おりましたが、やはり、皆さん方は、働く先が無く、今後生活していくことが難しいとのことで、生活保護を受けるため、生活支援課と連携することも何件かございました。相談件数も増えている状況ですけれども、今後もそれぞれの方々からのお話を十分に聞いて、対応して参りたいと思います。

その他については1件ですが、これは男女の関係から会社を解雇されたとの男性の方からの苦情でしたけれども、既に労働基準監督署でも相談を行って、会社に対しても民事で争うことになっているとのことでしたので、本制度の利用には至りませんでした。

以上23件の相談等がございましたので、報告いたします。

次に(2)の「女性センター」の指定管理についてですが、2ページの指定管理者選定経過のように、今年4月から女性センターの指定管理者が、これまでの函館家庭生活カウンセラークラブから、「にっぽん生活文化楽会」に変更となり、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間、管理運営を行っていくことになりましたので報告いたします。

3ページの「団体概要書」に記載しておりますが、「にっぽん生活文化楽会」は、「日本の伝統や文化が、生活の中から消えかけており、地域の生活文化を復活・伝承するために事業を楽しく行い、いろいろな社会問題対策のために、活動している人達を、楽しく支援を行っていく団体」でございます。

役員については、4ページの名簿のとおりとなっております。

また、女性センターでの、主な事業内容については、お配りをしております黄色の講座募集案内のパンフレットを見ていただきたいと思います。

主催事業として、学習講座では、実用的な英語講座の開設や、DVの予防講座、就労支援のためのパソコン講座、子育て支援講座などを予定しております。

文化・教養講座では、夏休み期間中に親子で参加できる「海藻おしば教室」を開催するほか、日本の文化伝承にもつながる「初歩の着付け教室」を行うことになっております。

また、料理教室では、男性だけが参加する、簡単な料理を作る教室の開催や、郷土料理教室では、親子で参加できるものを予定しております。

また相談事業として、新たにDVでの悩みや、職場環境の問題で悩みを抱えている女性のための相談窓口を設けまして、女性向けの相談事業の拡大をしております。

また、自主事業として、生涯学習や余暇時間の有効活用、また新しい仲間との交

流の場となるように、日本文学や書道、そろばんに親しむ「寺子屋いろは」という講座を、週1回、合計で40回行うことにしております。

さらに、地域の人にも「女性センター」を利用してもらえるようにということで、6月から、館内の談話室に喫茶コーナーを開設することになっております。

また障がい者の活動支援のため、養護学校の生徒さんといっしょに、企業からの簡易作業の請負や、オリジナル製品の製作などを行う、「ボランティア工房」を開設いたしまして、作品を展示販売することにしております。

以上簡単ではございますが、事業内容等について説明いたしました。

なお、代表で館長を務められる原田さんは、役員名簿に記載しておりますが、北海道子どもの虐待防止協会道南支部の事務局員、青少年の自立を支える道南の会の運営協力員にもなっている方で、また、グラフィックデザイナーでもございまして、この度皆様方にお配りいたしました、女性センターのパンフレットの作成も行ってあります。また女性センターのホームページを新設いたしまして、募集している講座を順次案内するなど、非常に見やすくわかりやすい内容となっております。

現在募集している講座につきましても、既に定員となったものもございまして、今後、開催する講座についても、随時パンフレットを作成し、近隣の町会にも案内を行いまして、受講者を募集することにしてあります。

また、女性センターの玄関に、新たにベンチを置きまして、花を飾るなど、明るい雰囲気作りにも心配りをしているところでございます。

以上、概略ご説明いたしましたが、女性センターの利用者が減ってきている状況ですので、今後地域の人にも利用してもらえる施設となるような、環境づくりにも努力されておりますので、期待をしているところでございます。

以上「女性センター」の指定管理者が変わったことについて、報告いたしました。以上でございます。

藤井会長 2件についての報告がありました。
ご質問等、ございませんでしょうか。

大門委員 よろしいでしょうか。

藤井会長 はい、大門委員、どうぞ。

大門委員 女性センターに常駐している方が何人いらっしゃるかと思うんですけども、どのような状況でしょうか。相談窓口もございますか。

藤井会長 指定管理者はにっぽん生活文化楽会に決まったのですが、常駐の職員ということについての質問です。

渡邊主査 職員は現在6名で、常勤と言いますか、午前・午後・夜間という形で対応しております。相談業務については、その6名以外に、DVの関係につきましても、ウィメンズネットさんに対応していただいておりますし、従前からありました、家庭生活相談は、カウンセラークラブ、昨年までの指定管理者に継続して対応していただいております。

大門委員

ありがとうございました。

藤井会長

よろしいでしょうか。
ほかに質問等ございませんか。

指定管理者になられたグループの想いが、本当に詰まった新しいリーフレットだなあと思いました。利用者がどんどん増えていくことを期待して聞いていたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

では次の議題に移ります。

(1)平成21年度男女共同参画推進施策について審議を始めます。
事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局
(長内課長)

はい。それでは、資料の5ページから7ページまでの、平成21年度の男女共同参画に関する施策の概要について、順次説明させていただきます。

1番2番3番は、条例を根拠として設置、あるいは実施している事業でございます。

1番目の男女共同参画審議会は当会議ですけれども、平成17年10月から設置しておりまして、今年度も皆様方には、男女共同参画に関する施策について、いろいろご意見をいただきたいと考えております。

2番目の苦情処理制度の状況につきましては、先程報告をいたしましたけれども、今後も、広報誌やマイセルフ等、さらにはパンフレット等を作成いたしまして、制度の周知・啓発等、PRに努め、またそれぞれの方々からの申し出に対しまして、お話を十分に聞いて、対応して参りたいと考えております。

次に3番目の施策の推進状況調査についてですが、平成20年3月に策定した、第2次男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」での、各目標に対応する具体的な取組につきまして、庁内各部署が行っている施策の推進状況を調査して、またそれぞれの数値目標や、指標項目として掲げた項目の状況について、調査をして、10月頃までに取りまとめて報告したいと考えております。

次に意識啓発の事業として4番から8番まで行うことにしております。

まず、4番目の小中学生への啓発誌の発行ですが、小学生については3年生を対象に、中学生については、思春期を迎え、環境の変わる1年生を対象に、それぞれ1月か2月に学校に配布をいたしまして、道徳や特別活動で教材の一つとしてご利用いただいております。学校においては、男女の地位の平等観が50%を超えておりまして、家庭や職場などの他の分野に比べて平等感が高いという結果がでておりますけれども、引き続き啓発活動を行っていききたいと考えております。

次に5番目の男女共同参画パネル展ですが、平成19年度から「男女共同参画週間」に合わせて、市民への啓発を行っております。今年は、6月22日(月)から26日(金)までの日程で、市役所1階市民ホールでパネル展を行いますが、例年「函館市男女共同参画推進条例」や「はこだて輝きプランの概要」等の展示を行っております。今回は10月17日に開催する「男女共同参画フォーラム」のPRも行いたいと考えております。

次に6番目は、男女共同参画フォーラムですが、昨年はノンフィクション作家の沖藤典子さんを講師にお迎えいたしまして、「男と女 子育てと介護から始まるい

い関係」と題して講演をいただきました。285名の方に参加いただいております。

今年は、落語家の「笑福亭 松枝」さんを講師にお迎えしております。落語家ですから、手振りや身振りを交えて、楽しい講演になるのではないかと考えております。

これまでは、男性の参加者が少ない状況ですので、今年は、少しでも多くの男性の方や、また若い方にも参加していただけるように、各方面へのPR等に努めたいと考えております。

なお、今後市内で活動されている26の構成団体による実行委員会におきまして、運営をお願いすることになっております。

次の、7番目の情報誌「マイセルフ」につきましては、平成19年度までは、一般公募の編集スタッフの方々をお願いして年1回発行しておりましたが、平成20年度からは春と秋の年2回、私どもの男女共同参画課が編集を行い、女性センターの講座の案内や、男女共同参画への意識を高めるための情報の提供など行っております。今年度も2回の発行を予定しており、各市内の支所や社会教育施設、大学関係などに配布しておりますが、その他にもスーパーの魚長さんや、市民生協にも配布する予定でございます。

次に8番目のメールマガジン「Hakodate かがやきネット」は、昨年10月から毎月1回、月末に、インターネットでのメール配信を行っております。これまでに7回配信しております。内容は、女性センターでの各講座の案内や、男女共同参画社会の実現を目指しているイベント等に関するものなど、あまり長くない程度にまとめまして、啓発等を行っております。まだ利用者は少ない状況ですので、今後様々な情報を提供することで、利用者を増やしていきたいと考えております。

次に9番目の男女共同参画国内研修ですけれども、毎年8月の下旬に、国立女性教育会館で実施される研修会に3名の方を派遣しております。昨年は、急遽お一人が出席できなくなりましたけれども、男性2人の方が参加いたしました。今年度も「市政はこだて」で参加者の募集を行いたいと思っております。

また、研修の報告として「女性大会」での報告会や、研修報告書を作成いたしまして、市のホームページにも掲載するなどの報告の場を設けているところでございます。

次に女性団体等に関する調査ですけれども、昨年の調査団体は53団体ございましたけれども、今年もそれぞれの団体の活動状況について、確認を行いたいと考えております。この調査は、市役所の庁内での各種審議会等での、女性委員が参加するための資料にもなっております。

次に女性団体への運営費の補助ですけれども、男女共同参画を推進するうえで、重要な活動を行っているということで、助成を行っております。

1番目の女性会議につきましては、9団体、約2,500人が登録をしております。地域での事業に積極的に参加を行っているほか、市の審議会等に多くの女性委員を送り出しております。女性の社会参画拡大に中核的な役割を果たしております。今後も研修や交流活動等を通じて、組織の充実と拡大に努めたいと考えておりますので、今後も支援を行って参りたいと考えております。

次に女性シェルターの運営に対する補助ですが、年々増える傾向にありますDV被害者の相談対応や緊急的な一時保護、そして被害者自身の生活の自立や、子どもたちへの支援など、きめ細やかな支援活動を行っております。シェルター活動に対

して、運営費の一部を補助しております。

DV防止に向けた取り組みは様々な形で行われておりますが、被害に遭われた方を実際にサポートし、その人権を守る女性シェルターの活動が、今後も安定的に行われるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、DV被害者支援事業補助金ですが、DV被害者の一時保護件数が、年間大体50件程度ある中で、シェルターを出た後の被害者が、自立に向けた生活を送るための、支援施設であります住宅、ステップハウスといいますが、その運営や、被害者が社会復帰するための、就業に対する心構えや、面接研修、パソコンの技術習得を行うための、就業支援講座の開催に対しまして、今年度から新たに運営費の一部補助を行いたいと考えております。

次に12番の、配偶者等からの暴力対策関係ということで4点ございます。

(1)のDV被害者の保護および支援については、当課では先程ご報告したとおり、被害者からの相談を受けまして、一時保護施設の紹介や各関係団体と連携を図り支援を行っておりますが、関係機関においても相談窓口の充実をはじめとする様々な対策が講じられております。

また、DV防止に関する啓発活動としては、女性センターにおいてDV防止のための講座を実施しておりますほか、(2)の配偶者からの暴力対策関係の啓発事業にありますように、11月には、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、市役所の1階市民ホールで「女性に対する暴力防止パネル展」の開催をいたします。

また、DV相談に関する窓口や連絡先を記載しました、携帯用のカードを毎年作成しておりますが、今日お配りをいたしました水色の小さいカードになります。今年度は、携帯電話で読み取ることができます、QRコードを新たに入れまして、市内の各所にお配りをしております。また、リーフレットも作成しております。今年度は、デートDVについてのリーフレットを今後改めて作成したいと考えております。

そのほか(3)函館市女性に対する暴力対策関係機関会議を年1回、関係する団体が集まりまして情報交換の場として、開催しております。また、必要に応じまして、専門部会を開催して個々のケースについても、対応して参りたいと思っております。

また、相談窓口を充実するために、人材育成事業といたしまして、(4)DV被害者サポーター養成講座をNPO法人のウィメンズネット函館さんに事業を委託してお願いしております。

毎回受講後には、新たにサポーターとして登録されておまして、相談活動の支援につながっているものと考えております。

次の函館市女性センターの管理・運営につきましては、先程、報告の中で説明したとおりでございます。

以上、今年度の施策の概要について説明をいたしました。

藤井会長

ありがとうございました。

今年度の施策について、13点にわたって説明がございました。

まず、ご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、ご意見をいただきたいと思います。

青山委員、お願いいたします。

青山委員

5ページの4番の、小中学生を対象とした男女共同参画誌の発行についてなんで

すけれども、これで見ますと、小学生中学生が対象ですから、高校生は男女共同参画より成人の方に入るのかなという区別が感じられるんですけれども、今例えば問題になっているのがデートDVとか、高校生が、女学生が被害を受けるケースがすごく多いんですけれども、案外高校生というのは、中学からあがって、高校生・大学生・大人になっていくんですけれども、中間が一番そういう面では隙間みたいな感じがするんですけれども、それに対する啓発というのがすごく大事なのではないかな、という感じがいたします。

あとそれと、7ページの12の2のですね、デートDV防止啓発リーフレットの作成というのがありますけれども、1つの参考例なんですけれども、例えば、振り込め詐欺あたりは、よくテレビ等で俳優さんを使って、寸劇みたいなことをしていますけれども、例えば男の子と女の子で具体的な被害の例をですね、ビデオなどに寸劇みたいなものをまとめて、周知というかお知らせするという方法も、わりと効果的なのではないかなという感じがいたします。

藤井会長 ただいまのご意見、事務局お願いいたします。

事務局 (長内課長) いまの高校生に対しましては、先程お話ししたように、どういった形になるか、今いろいろなところを参考にしているんですけれども、デートDVのパンフレットを作成して、同じように高校生にもPRをしていきたいと考えております。

それから、先程寸劇等というお話がありましたが、DVに関してのビデオを1回見させていただきましたが、そういうものも実際にありますので、もし必要な方があれば、そういったビデオをお貸しして、お見せして、どういった内容のものかとPRしていけるのかなというふうに考えております。

藤井会長 よろしいでしょうか。

小学生・中学生に、この啓発誌は少しずつ広がってきたんですけれども、今後、高校生向けにこのようなリーフレットを配布されるという計画はいかがでしょうか。

事務局 (長内課長) まだ、今のところは考えておりません。

藤井会長 デートDVということが後をたたないということが出されている現状にありまして、青山委員が高校生に対して、というのが大事なことはないかということでもありますので、今後施策の中でご検討をということで、よろしいでしょうか。

青山委員 なぜ高校生が大事かという、今後大人になっていく上で、主婦や大学生とか上の方が被害に遭うとなると、高校生はその一手手前の予備軍という言葉は悪いですが、早くにそういった方々に対して意識を持っていただく、また、具体的な被害の実例を見て関心を持っていただくというのがより一層良いことと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

藤井会長 古川委員にお尋ねしたいのですが、取り扱っていらっしゃるケース、なかなか公表できない部分もあるかとは思いますが、今までデートDVとして取り扱った中で一番若い年齢は、何歳くらいからありましたか。

古川委員

私たちが関わったのは、やはり高校生ですね。中学生のDVとしての相談はありませんでした。

今おっしゃったDVの啓発活動はとても大事だと思います。被害をうけるという話をされましたが、結局DVをなくすということは、基本的にDVの被害者も加害者もなくすというので、女の子が被害者にならないで、男の子が加害者にならないという教育が、小学生・中学生・高校生にしていく上で、根絶させるためには一番大切なことだと思います。

ですから、単に被害者を減らすだけではなく、加害者にならないことを学ぶということはとても大事なことだと思うんです。それとデートDVについても、私も高校で何度かお話をさせていただいたり、この間は大学でパワーポイントを使って十代の子ども達向けといいますか、デートDVの中で例えば、最近はデートDVのなかで女の子が強い場合もあって、単に女の子が被害者ではなく、先程おっしゃった寸劇ではないですが、ワークショップのようなものをやったり、子ども達にもいろいろやってもらったりというのがあります。そういう中に男の子の携帯電話を女の子が見て、他の女の子のメールが入ってるのが許せないと言って、全部メールを消してしまったりする場面があり、男の子だけが加害者ではないという場面もでてきておりまして、本当にお互いが相手を尊重して話をしていくことの大切さを子ども達にわかっていってもらえたらなと思います。

この様な話をしていると、男の子がDVを無くさなきゃならないと、男の子達が結構話をするようになるので、とても大事なことだと思います。全国的にもそういった話が出てきているので、函館市でも男女共同参画課が中心となって、ぜひともデートDVの問題に取り組んでいただきたいと思います。

藤井会長

よろしいでしょうか。

今後の施策の中で検討ということで、お願いいたします。

須田部長

高校生に対する情報の提供も含めて、対応をやっていきたいと思えますし、それからある意味で、高校を中途退学されて、高校生ですと学校等の関係のなかで接見も比較的しやすいですが、ただ社会に馴染めない方については、教育委員会でもこれから考えていかなければならないと思っていたのですが、いわゆる青少年の居場所づくりも含めて、もうひとつは中途退学者、居場所が特定しない、学校にもいない、あるいは仕事もしていない、そういった人達にはなかなか接触が難しいですけども、例えば青年センターあたりに協力をしながら、そういった方々にもある程度情報が行きわたる、逆に言うとそういった体制ともうまく連動しながら、ぜひ進めていきたいと思えます。

なかなか大変な部分もありますけれども、いずれにしても当課が中心となっているいろいろはたらきかけもしながらやっていきたいと思えますので、今後も皆さんの意見をふまえながら対応していきたいと思っております。

藤井会長

はい、よろしく申し上げます。他にご意見ございませんでしょうか。

藤野委員お願いいたします。

藤野委員

あの、前に神戸と京都の高校で教員をやっておりました藤野と申します。

今、高校生とおっしゃっていましたが、高校生より、大人の社会の方がもっとひどいのではないかと感じます。

資料の5ページの2番の苦情処理の文章の中で、私も大人の世界からストーカーと訴えられましたが、こういった苦情というのは、今の高校生の方が非常にしっかりしているのではないかと思います。同時に大人の方にもこういった面を教育すべきなのではないかと思います。

廣瀬副会長 少しよろしいでしょうか。今は、高校生や大学生に対して、デートDV等の啓発活動が足りないという話をしていました。

藤野委員 かえて今の中学生・高校生の考え方はしっかりしていると思います。大人への教育が必要ではないかと思います。

廣瀬副会長 小学生や中学生、また、大人へも、啓発活動はある程度できていますので、その中間の高校生や大学生への啓発をもっと積極的にしていこうという話です。よろしいでしょうか。

藤野委員 大人への教育も必要だと思います。きれいごとばかりではないと思います。

藤井会長 高校生に対する教育も必要であり、大人に対しても先程長内課長からありましたように苦情処理制度を、男女問わず受け付ける制度の充実が大事だということによろしいでしょうか。

藤野議員 大人に関しても、高校生と同じようにものを考えている人もいるということをおっしゃったのです。

藤井会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

廣瀬副会長 せっかくですから、お話をさせていただきますが、私は小学校から、幼稚園も含めてになりますが、高校、大学とずっと関わってきましたが、最近の高校や大学、特に高校生についてはかなり問題があると思います。それから、今お話があったとおり、高校に通ってるうちは教育の手が入るのでまだよいのですが、退学になった人達にどこからも手がのびてきていないという現状で、野放しになっており、働こうと思っても働ける場所がないという現実ですから、この年齢層に対する関わり方を大事にしていかなければならないと思います。以上です

藤井会長 よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。
他の方、施策に対するご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次に議題2のその他のところについて、事務局からお願いいたします。

事務局 (長内課長) それでは、その他といたしまして、今日お配りしております「DV被害者生活支援特別給付金給付事業」についてご説明いたします。

定額給付金の給付につきましては、皆様既にご存じの通り、既に始まっておりまして、4月13日から10月13日までの期間、申請の受付を行って、既に支給も行われておりますけれども、DVの被害から逃れるために、住民票を元の住所に残したまま避難していることで、定額給付金や子育て応援特別手当を、受け取ることができない方に対しまして、相当額を給付することで、被害者の生活支援を行うために、私どもの男女共同参画課が窓口となりまして、5月1日から11月2日までの期間、受付を行っております。

受付の対象者は、2月1日時点でDV被害の実態があって、公的機関などに面接相談を行っている方で、それぞれの機関からの証明が必要となります。

また、2月1日以前から現在も、市内に居住している方を対象としております。「市政はこだて」や、函館市のホームページで広報しまして、また、チラシ等も関係機関に配布して、PRを行っています。本人からの申し出がありましたら、受付を行うという形をとっています。これまでに13件の問い合わせがございまして、そのうち5件、子どもさんを合わせますと15人が該当することになりましたので手続きを行っております。あくまでも、こちら側から呼びかけるという形だけですので、今後また6月の「市政はこだて」にも、このような制度があることを再度掲載しまして、DV被害者に呼びかけていきたいと考えております。

以上が、定額給付金等に関する、DV被害者への生活支援についてのご報告でした。以上です。

藤井会長 相談窓口の携帯カードについてはよろしいですか。

事務局 (長内課長) 先ほどお話の途中で申し上げましたけれども、前回と少し変わったところが、QRコードというものをつけまして、市内の各所にはお配りをしたところであります。

藤井会長 ありがとうございます。
議題はここで終了でございますが、次回の開催予定など、わかりますでしょうか。

事務局 (長内課長) 次回の開催でございますけれども、まだ日程は決まっておりませんが、秋の開催を考えております。

藤井会長 私たちの任期についてはどうなっておりますか。

事務局 (長内会長) 任期ですけれども、今年の9月いっぱいまで2年の任期が終了することになっております。各関係機関から推薦をいただいております委員の皆様方には、また時期が近づきましたら、改めて推薦のお願いをしたいと思います。

また公募の委員につきましては、前と同じように「市政はこだて」に募集案内をいたしますので、その時はまた、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

藤野委員 今回の会議は、このままの話で、報告だけで終わるのですか。苦情についてや、裏があるということも聞く必要があると思います。

私は実際の体験からお話をしていますので、そういったことも聞く必要があるのではないのでしょうか。

- 廣瀬副会長 男女共同参画に関するものであればお聞きしますが、個人的なお話であればこの場ではふさわしくありません。
- 藤井会長 よろしいでしょうか。
苦情処理制度というものもありますし、先程長内課長から男女問わずいつでも受け付けるという説明がございました。
- 藤野委員 私が言いたかったのは、報告だけでなく、もう少し意見を聴く場を設けてもよいのではないかとということなのです。
- 藤井会長 弁護士に相談するですとか、それぞれの流れがあるということについては、最初に長内課長からご説明がありました。苦情処理を受け付けた段階で、然るべきところを紹介する制度を整えているというお話がありました。苦情処理の実例を紹介したときに、このような対応をしているということ、長内課長から説明がございました。
- 藤野委員 では、こういった相談はどこですればよいのですか。
- 藤井会長 ここはそういった相談をする場ではなく、その施策等についての審議会ですので、苦情処理については、もう一度長内課長からご説明をいただきたいと思います。苦情処理の実施と対応について、お願いします。
- 事務局 (長内課長) 苦情処理につきましては、私どもの課だけではなく、他の部署でもいろいろな苦情についての受付や相談は行っておりますし、それは男性だけですとか、女性だけというような限定はしておりません。
また、問い合わせを受けた場合でも、部署によっては、どうしても答えられないというものもあると思います。そういった場合は各関係機関、例えば人権擁護委員に相談するですとか、法的な問題がある場合には法テラスを紹介するなど、内容によって、お話を十分に聞いた上で対応しております。
- 廣瀬副会長 私自身も苦情処理委員ですが、私たちが関わる苦情処理は、男女共同参画に関する苦情処理です。ですから、男女共同参画に関していないことだと、私たちは手の出しようもなく、話の聞きようも無いということなのです。
そういったことをご理解いただけたらと思います。
- 藤野委員 わかりました。
前回の議事録に書いてあります通り、私は身に覚えのないことを女性から訴えられ、ひどい目に遭わされました。そういったこともあるということもわかってください。
- 藤井会長 よろしいでしょうか。
今日の議題は終わりましたので、委員の皆さまから他になにかございませんでしょうか。

事務局から、いかがでしょうか。

事務局
(長内課長)
藤井会長

特にございません。

それでは、長時間にわたりましての審議，ありがとうございます。
平成21年度の具体的な施策が充実し，しっかり成功されますことを心からお祈りいたしまして，本日の審議会を終えたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
ご協力ありがとうございました。

司 会

それでは以上をもちまして，平成21年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。皆様お忙しいところ，本当にありがとうございました。おつかれさまでした。

閉会(19:15)